

(公印省略)

情報個々審査第3326号
令和4年10月11日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の写しの送付について

下記の事件については、令和4年10月11日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号：令和3年（行情）諮詢第61号

事 件 名：特定個人に対する措置について恣意的拘禁作業部会に提出した回答書等の不開示決定に関する件

(公印省略)

情報個々審査第3325号
令和4年10月11日

外務大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定に基づく
下記の諮詢について、別添のとおり、答申書を交付します（令和4年度（行情）答申第271号）。

記

諮詢番号：令和3年（行情）諮詢第61号

事件名：特定個人に対する措置について恣意的拘禁作業部会に提出した回
答書等の不開示決定に関する件

諮詢庁：外務大臣

諮詢日：令和3年3月2日（令和3年（行情）諮詢第61号）

答申日：令和4年10月11日（令和4年度（行情）答申第271号）

事件名：特定個人に対する措置について恣意的拘禁作業部会に提出した回答書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月26日付け情報公開第02182号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

外務省HPに、国連の恣意的拘禁作業部会（特定被告人案件）による意見書公表（令和2年11月23日付け）が掲載されている（資料1（省略））ことからすれば、本件対象文書の全部が不開示情報であるとまではいえない。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 経緯

（1）外務省は、令和2年11月27日付けで受理した審査請求人からの「外務省が、国連の恣意的拘禁作業部会に提出した、特定被告人に対する措置は「恣意的拘禁」に当たらないとする説明資料（令和2年11月20日付けの異議申立書を含むが、これに限らない）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、法10条2項による延長を行った後、本件対象文書を特定し、当該2文書について不開示とする原処分を行った。

（2）これに対し、審査請求人は、令和3年1月28日付けで本件対象文書について、原処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分にかかる本件対象文書である。

3 原処分について

原処分において、本件請求文書に関し、本件開示請求受付時点で、本件対象文書を保有していたことから、本件対象文書について開示等決定を行ったものである。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、上記第2の2のとおり主張している。
- (2) 本件対象文書は、公にしないことを前提とした恣意的拘禁作業部会との協議の内容に関する文書であって、公にすることにより、国際機関等との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号により不開示とした。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年3月2日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁からの理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 令和4年6月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月21日 審議
- ⑥ 同年8月9日 審議
- ⑦ 同年10月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる2文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮詢庁は本件対象文書の全部が法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、本件対象文書を不開示としたことについて諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。
 - ア 本件対象文書は、国連人権理事会の決議に基づき設置された恣意的拘禁の事例に関する調査を任務とする専門家により構成される恣意的拘禁作業部会（以下「作業部会」という。）から、作業部会に対する

申立人の要請に基づく調査の一環として、我が国に対して、特定被告人事案に係る情報提供要請があったことに対する回答書（文書1）及び作業部会が同事案を恣意的拘禁に該当するとする意見書を採択・公表したことに対する我が国の異議申立書（文書2）である。

- イ 特定被告人事案が作業部会で取り扱われることになったことを踏まえ、作業部会事務局に対して我が国が提出する文書の取扱いについて確認したところ、作業部会事務局から同文書内容を公開することはない点を確認しており、かかる経緯から、同事案に関する我が国と作業部会とのやり取りは公にしないことを前提に行ってきたものである。
- ウ また、本件対象文書の内容を公開すると、今後、我が国の事案を作業部会による調査対象とすべく申立てを行おうとする個人又は団体等がある場合、特定被告人事案における我が国の主張・反論内容を参考に、我が国による有効かつ論理的な主張・反論を阻むようあらかじめ申立ての内容や構成等を工夫することを可能とならしめ、よって、作業部会における交渉において我が国が不利益を被るおそれがある。これは同時に、作業部会に申立てがなされた案件への対応という我が国の事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれにつながる。
- エ 以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした。

(2) 本件対象文書には、我が国の刑事司法制度に関する説明及び作業部会が特定被告人事案を恣意的拘禁に該当すると判断したことに対する我が国の反論内容などが具体的に記載されていることが認められる。

ア 文書1について

文書1は、作業部会からの特定被告人事案に係る情報提供要請に対して、我が国が作業部会に提出した回答書であると認められる。

当審査会事務局職員をして、作業部会が作成・公表した意見書（A/HRC/WGAD/2020/59）内の我が国回答書の内容が掲載される部分の記載を確認させたところ、同意見書の本文第41パラグラフないし第46パラグラフにおいて、「Response from the Government」との小タイトルの下に、我が国に対し申立人の主張を伝達しつつ期限を設けて情報提供要請を行った旨の記載に引き続き、同要請に対し我が国が作成して提出した回答書の内容が引用されていることが認められる。

さらに、我が国が提出した回答書の取扱いにつき確認すべく、当審査会事務局職員をして、作業部会の運営支援を行う国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のウェブサイトを確認させたところ、同ウェブサイト上に掲載されている「Complaints and

urgent appeals」において、「（情報提供者による申立についての）作業部会に対する当該政府の回答は、最終コメントないし意見を得るために情報提供者（the source）に送付される」とされていることから、文書1は、作業部会及び我が国政府以外の第三者が既に閲覧しているものと認められる。

そうすると、特定被告人事案についての作業部会に対する我が国の主張・反論内容は既に公にされており、上記（1）ウで諮詢庁が説明するような作業部会における交渉上の不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、同種案件に対する我が国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないで、法5条3号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書2について

（ア）文書2には、作業部会が特定被告人事案を恣意的拘禁に該当するとする意見書を採択・公表したことに対し、我が国が異議を申し立てた内容が具体的に記載されていることが認められる。

しかしながら、当審査会事務局職員をして、諮詢庁が作業部会に文書2を提出した後に諮詢庁ウェブサイトに掲載した令和2年11月23日付けの「国連の恣意的拘禁作業部会（特定被告人案件）による意見書公表」の英語版を確認させたところ、「The Government of Japan's objection against the Opinion of the UN Working Group on Arbitrary Detention regarding the case of the Defendant」とのタイトルの下に、文書2に掲載されている内容と同様の内容が記載されている部分があることが認められる。

そうすると、諮詢庁ウェブサイトに掲載された内容と同様の内容が記載されている別紙の2に掲げる部分は、既に公にされており、諮詢庁が上記（1）イ及びウで説明するような我が国が不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、作業部会に申立てがなされた案件への対応という我が国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないで、法5条3号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）しかしながら、別紙の2に掲げる部分を除く部分については、特定被告人案件を恣意的拘禁と結論付けたことにより生じる影響に対

する我が国の強い懸念やその判断根拠に対する我が国の強い異議申立ての内容が記載されており、同部分を公にすると、作業部会との信頼関係を損なうおそれや、今後、我が国の事案が作業部会において取り上げられた際に交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該部分は、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条3号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきと判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件対象文書

文書1 回答書

文書2 申立書

2 開示すべき部分

文書1	全て
文書2	1 頁目上から 1 行目ないし上から 32 行目の左から 30 文字目
	1 頁目下から 11 行目ないし 2 頁目上から 4 行目の右から 27 文字目
	2 頁目下から 3 行目左から 30 文字目ないし最終行